

文科省の阿蘇企画官が資料 16-1(COPUOS 法小委の結果)を5分余りで説明し、その後、10分弱の質疑応答が行われた。

青江:先ず一つはですね、あの、一番最後の件ですが、「各国から非難する発言が無かった。」中国はどう云う発言だったのですか？

阿蘇企画官:中国からは、特段、発言は有りませんでした。

青江:と云うのは、当時の報道は、中国は絶大に避難してましたですね。

阿蘇企画官:此の場だと云うか新聞報道ですね、はい。

青江:其れからすると法律小委も、前の平和利用委員会の

阿蘇企画官:科技小委です。

青江:あちらも、どちらも中国側の代表の発言と新聞報道とは異なりますね<sup>1</sup>。

阿蘇企画官:そうですね、はい。

青江:そう云う感じですね。それから、2番目は、各国の国内法についての情報交換をやるうじゃないかと云う、この背景は何でしたっけ。どうしてこんな事になったんですか。此れが始まったのは何でしょうか。

阿蘇企画官:昨年にその、今回が新しい議題なんですけれども、済みません、一寸背景まで承知してませんけれども、昨年の法律小委でですね、あの一、此の国内法制に関する情

<sup>1</sup> 報道が国内向けのメッセージで、COPUOSでの発言が国際常識を踏まえたものだと云う事なのか。それなら、国内向けの報道も国際社会に流出する事をどう考えているのだろうか。

報交換て云うものが議題として提案されて、了承されているものです。

青江:うん、確かにソン(?)で言ったんだけど、何でそう云う風な要求を各国の国内法制ね<sup>2</sup>。

阿蘇企画官:はい、あの具体的にはアメリカから打上法ですとか通信法ですとかNASA法の紹介があったり、或いはその、フランスではその、今、宇宙法が議会で審議中であるとか云う様な状況の報告が御座いました。

青江:いや、まあ、あの、其れに関連してやっぱり思うのは、今の国内法制。一つはまあ、どう言うのかナア、打上げと云う行為をどう扱うのかと云う国内法制が基本的には無い訳でしたですね。其れについて、どう考えて行ったら良いかと云うのが一つは気になりますですね。それから、まあ、其れも少し検討しなきゃいかんかなと思ってる<sup>3</sup>んですが、もう一点検討しなきゃいかんかなと思ってますのはですね、前にドンドン遡るんですけども、月なんですよ。あの一、まあ、

<sup>2</sup> 多くの国際法と異なり、宇宙法には拘束力が無く、各国の国内法によって拘束している。従って、自国の国内法だけが他国より窮屈なものになっていないか、各国共に気にして当然であろう。性格には、国際法の専門家に聞く必要が有る。

<sup>3</sup> アメリカ政府は、商業打上げを始めるに当り、商業打上法を制定した。一方、日本は商業打上げを前提とし、民間も官も資金投入するGX計画が始まって、商業打上法の検討も開始せず、今に至っている。商業打上げなど実現しないと判断していたのだろうか。

月のワーキンググループをやった時のものの考え方として、その、こう云う風な状態になって来ておるんだから、我が国が新しいレジームを作る際にイニシアティブを持つ事、取る事、こう云った事は大変重要じゃないですか<sup>4</sup>と云う風な発想の下に、その一、まあ、月のああ云うプランも考えようじゃないかと云う風な事になってる訳ですネエ。と云う事は併行して、勿論「ポストかくや」のプロジェクトを進めると同時に、其れと平行して、それじゃあ月のレジームを考えるに当たってはどう云う風な、その一、ものを、日本の国としては、こー一、臨むべきなのかって言いましょかネエ、そう云った議論も、キチンとして置かないといかん<sup>5</sup>ですよネ。外務省も入れて。そうでないと、また、どっかが言って、其れに対して受身になると、受身対応。ホントにどうあるべきなのかと云う事は少し勉強しておかないといかんですネ。

阿蘇企画官：今の所のホウ(?)は、その、月協定そのものかですネ、批准国が、宇宙条約は 98 カ国批准しているんですが、月協定については 13 カ国と云う事で、他の条約に比べてですネ、非常に批准国が少ないと云う状況になっておりま

<sup>4</sup> 「重要ではないか。」と議論はされたが、具体的な検討は無かった。また、先導したいと云う願望は分からなくもないが、有能なる随伴者を目指すのも一考である。先頭に立つのに必要な資金・人材より少ない投入量で、有能なる随伴者になれる。

<sup>5</sup> 勿論である。フランスが「アメリカが西側の国々の中で唯一の国である様な事は有ってはならない。」と、原爆や戦闘機や打上ビークルに懸命に取り組んだことを、そっと参考にすれば良い。

して、且つ、その、オー一、

青江：いや、だから、こう云う風なネ、ええと、兎に角少しあの、法律小委をですネ、今、しようじゃないですかと云うことでしょ。そうすると段々そう云う動きが出て来るかも知れませんかよねと。そうした時に、そう云う国際場裏に於いて日本が、その一、まあ、キチンキチンと、まあ、活動のこう実績を上げている日本が、どう云う態度で臨むのか、そのスタンスが固まらないと、受身になるんじゃないですかと。其れだけの話なんですがね。此れはまあ、宇宙開発委員会が、も考えなきゃいかん事なんですけどね。

松尾委員長：一つは、だから、其の前に話が、今の月協定なるものを核にして話が進んで行くのかどうか<sup>6</sup>と云う様な事も有りますですネ。で、今、此処で批准してないとこのリーズニングってのはどう云う事なのか、それから此処で利点について共同声明が提出されて言われてますけど、其れについてはどう云う事を言及されてるのか、そう云ったところが分かれば一寸有難いと思うんだけど。

阿蘇企画官：はい、先ず、米国を初めとして実際にですネ、月探査の計画を持っている国についてはですネ、今批准、中国も含めて批准をしていないと云う状況に御座います。また、あの一、此方の 7 カ国から提案されたものなんですけれども、月協定って云うのは宇宙条約の概念をより明確化

<sup>6</sup> 新たに作り直す事があっても、精神的には月協定を核にするのではないか。行き過ぎた条文を削除するのが難しいので、新たに作ると言うだけではないか。

したもので、其の履行手順と云うのを細かく規定しているものだから、例えば天然資源の取得の禁止など<sup>7</sup>ですね、に明確な根拠を与えるものであって、批准すべきと云った様な内容の声明で御座います。

松尾委員長:で、批准してない所は此れの裏返しの理屈だと思っ  
といて宜しいんですか。

阿蘇企画官:そうですね、その一、未だ実際ですね、月のそう云  
った天然資源の活動とかですね、そう云うのが未だ具体的  
な計画となって居ない訳ですから、そう云った将来に互る  
活動を規制しかねないという考えもあるようで、具体的なそ  
の様な、

青江:だから、基本的なご質問は、其の通り。

阿蘇企画官:はい。

青江:うん。だからこそ、正に資源と云うものが中心だと思いま  
すけれどネエ、資源の管理と云うものが、其の辺についてどう  
云うスタンスに日本が立つか、諸外国の状況は兎も角とし  
て、日本としてはどう云うスタンスに立つんでしょうかと。

松尾委員長:今、此れ、長計のフォローアップと云うような側面も  
持ってますので、宇宙の方でも、懇談会や何なり、そう云う  
ところで議論して行きたいと云う風に思います。

森尾:簡単な質問なんです。あの、アメリカの軌道に残るデブリ  
は生じなかったという報告なんですけど、此れはアメリカ以  
外に此れを確認出来る国は有るんですか。

阿蘇企画官:デブリの確認はアメリカが一番精度が良いんですけ  
れども、其の外、ロシアがあると云う事ですけれども、我々  
入手出来る情報としてはアメリカのものが一番精度良く確  
認出来る手段

森尾:と云うのは、ロシアから何もなかったと云う事は、ロシアもデ  
ブリが生じなかったと、残ってないと云う事を認めたという感  
じなんですか。

青江:と云う風に思うか、それとも少し位は有ったかも知れんが、  
先の事を考えると、まあ、黙っとく方が良いと思ったか。

阿蘇企画官:報道などでは、99%が 1 週間の内にと、落下したと  
云う様な報道も御座います。

森尾:少なくとも日本は確認できなかった。

阿蘇企画官:出来なかったです。

松尾委員長:宜しいですか。はい、それでは二つ目の議題で御  
座います。

---

<sup>7</sup> 「月(その他の天体)は、人類の共有資源である。」と云う部分が  
正に行き過ぎで、「月は何人も領有できない」と云うのは正当な議  
論であろう。一方、誰もが「月利用の為に其処を専有できる」の  
だから、月での活動に月の資源を使う事は自由だと思われる。「人  
類の共有資源」と言ってしまうと、此の自由が奪われると思う。